

事例 2 沖縄県竹富町

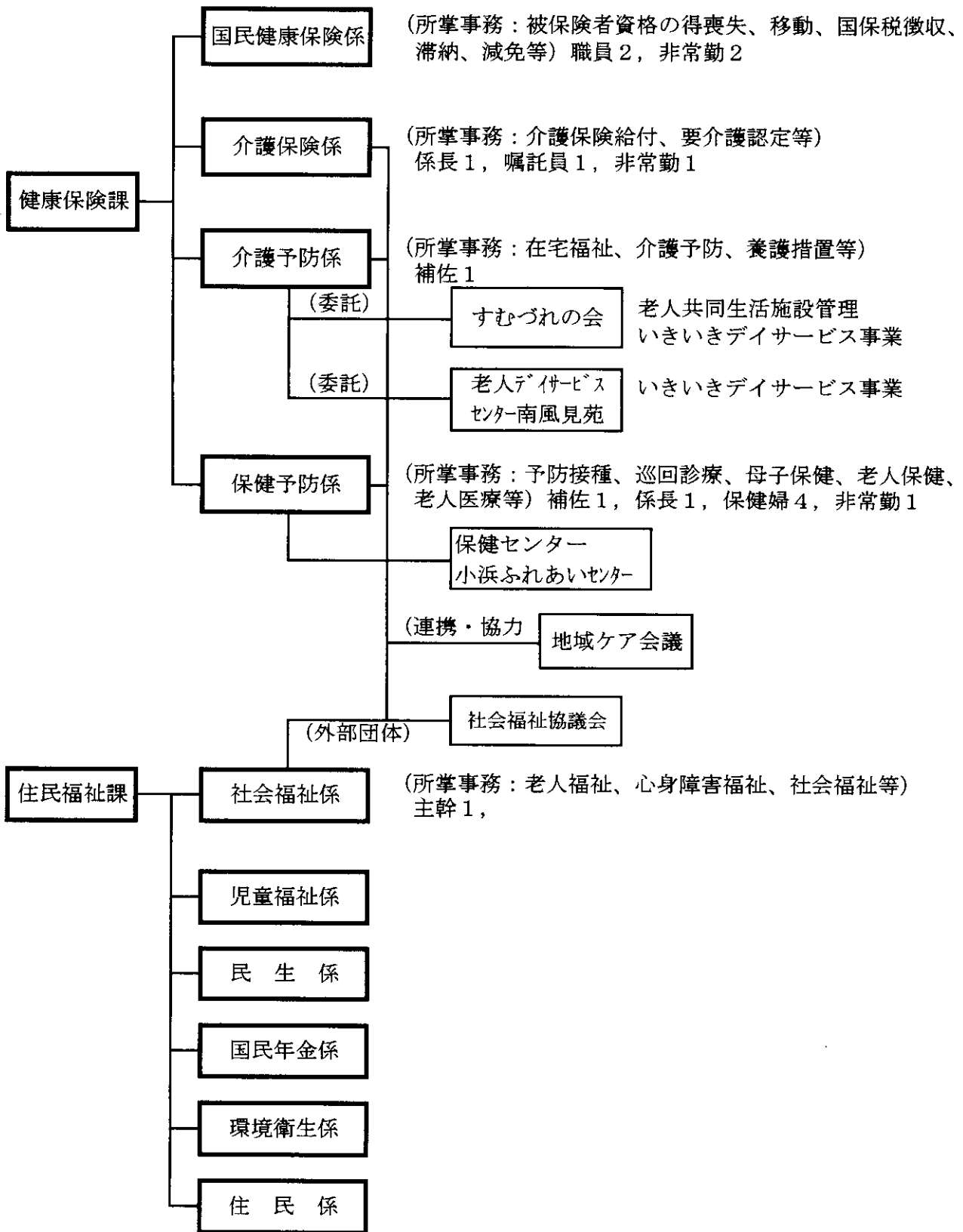
人 口	3,671 人
高齢者数	938 人
高齢化率	25.55%
担当部署	健康保険課

1. 市町村の概況

市町村の沿革・概要	<p>日本最南端に位置する竹富町は、総面積333.97K㎡、東西約42km、南北40km、の広範囲の中に9つの有人島を抱える島嶼の町です。昭和13年から町役場を行政区域外である石垣市に置くという変則的な行政形態にあります。</p> <p>竹富町の島々には、小さな介護ニーズが島単位、集落単位に広く分散し、海路、陸路等の移動等、効率的な介護サービスが提供できない実情に加えて、地元資源を活用した介護サービス事業所の立ち上げや外部からの民間事業所の参入にも採算性の問題が解決できず、介護サービスの確保が極めて困難という課題を抱える状況にある。</p> <p>一方島々には、古くから伝えられた数多くの伝統行事や民俗芸能が受け継がれ、高齢者の多くは畑仕事などに従事しながら、老人クラブ、ボランティア活動など、働いたり趣味を楽しんだり、とても明るく、高齢者が長年培ってきた経験等を公民館活動や伝統芸能など、地域の指導的役割を担っています。これらの行事等は世代間の交流の場ともなり、高齢者の生きがいにもつながっている。</p>									
	人口	3,671人			高齢者数(高齢化率)			938人(25.6%)		
世帯数 H13.10月現在	65歳未満の者のみの世帯			65歳以上の者のいる世帯						
	1,133			単独世帯	65歳以上夫婦のみの世帯			その他		
要介護認定(申請)者数	申請中	非該当	要支援	要介護1	2	3	4	5	合計	
	0	3	17	36	19	27	25	22	149	
社会資源状況	指定居宅サービス事業所(か所数)	訪問看護()	訪問介護(1)	通所介護(1)						
		通所リハ()	短期入所系(1)	その他()						
	指定居宅介護支援事業所(か所数)	(1)								
	保健センター 在宅介護支援センター(か所数)	保健センター(1) ※保健福祉センターなど、保健・福祉が一体となった施設があれば、記入して下さい。								
介護予防事業の拠点となりうる場(か所数)(公的施設以外も含む)	老人デイサービスセンター南風見苑(1) 離島振興総合センター(公共)(1) 小浜ふれあいセンター(公共)(1) すむづれの家(公共)(1) 計4カ所									
介護予防事業の担い手となりうる組織・団体(組織・団体数・人員数)	組織名:すむづれの会(1団体 31人)									

※データについては、できるだけ直近のものをお願いします。

2. 竹富町高齢者保健福祉行政の組織図



3. 「介護予防事業」を企画する前の状況について

質 問 項 目	回 答 欄
<p>(問1) 「介護予防事業」に関連(類似)する事業がありましたか?</p>	<p>(○) 関連(類似)事業があった。→問2～問4へ () 関連(類似)事業はなかった →問5へ</p>
<p>(問2) 実施していた事業は、どのような根拠に基づき、どの部局が所管していた事業ですか? また、その事業内容についてもご記入下さい。</p> <p>※既存資料で、事業内容等わかるものがあれば添付して下さい。</p>	<p>記入項目例：事業実施の根拠(国庫補助事業、県単独助成事業)、 所管部局、 事業内容(事業名、事業目的、対象者、実施回数、スタッフ等)</p> <p>事業主体：竹富町社会福祉協議会(H9年～13年度) 県単独補助事業1/2、町1/2 事業費 5,000千円(県2,500千円、町2,500千円) 事業名 ゆいまーのまちづくり事業 事業目的 ボランティア活動の基盤整備を図り、地域の人々がお互いに助け合い、共生していくうえでの創意工夫により、地域の連帯を高め、誰もが安心して暮らしていける地域社会づくりを目的としている。 対象者 虚弱老人、一人暮らし、高齢者世帯等、家に閉じこもりがちな高齢者でボランティアが招待する者。 実施回数 年間108回 スタッフ等 ボランティア10人、福祉活動コーディネーター1人、福祉活動専門員1人、保健婦1人、計13人</p>
<p>(問3) 上記事業の効果測定(評価)を行いましたか?</p>	<p>(○) 行った () 行っていない ↓ (具体的方法)</p> <p>ボランティア活動報告の中で、家に閉じこもりがちな高齢者の、「参加回数が増えた」「隣近所とのコミュニケーションが増えた」など、参加を楽しみにしていることが報告されている。</p>

3. 「介護予防事業」を企画する前の状況について

質 問 項 目	回 答 欄
<p>(問4) 従来の事業を「介護予防事業」という形で見直したり、また新たな施策を企画することになった経緯について下記の様な点を含めて記入して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心となった部局はどこか？ ・ 何がきっかけとなり、どのような判断をしたのか？ 	<p>離島における介護サービスの確保が厳しい中で、町役場を置く石垣島から最も遠い53kmの位置にある波照間島は、海路で1時間、空路で25分、島の人口575人、高齢化率37.7%、寝たきり高齢者も多く、介護予防や生活支援対策が求められ、平成11年、12年度と国の補助を受け、老人共同生活施設「すむづれの家」と「保健センター」を建設。「すむづれの家」施設は、虚弱老人、独居老人等を対象に、寝たきり予防、生きがいをづくりを目的とした高齢者が共同で生活できる施設として整備した。しかしながら、島には高齢者を支援する拠点施設がないことから、共同生活施設にとどまらず、多機能施設として島の高齢者のいきがづくりや生活支援事業を模索していました。</p> <p>沖縄県は、平成12年度より高齢化率20%以上の超高齢地域で、介護保険法による給付サービス等の整備に関わる支援を必要としている地域を対象に「離島・過疎地域支援事業」を実施している。離島の更に離島である本町は、波照間島がこの支援事業の地区に選定され、支援事業策定のため島の住民、沖縄県、県立看護大学、町を交え「介護が必要になっても安心して暮らせる島づくり」をめざし、具体的討議を重ねてきました。</p> <p>介護予防・生活支援の必要性、高齢者を対象にしたアンケート調査の実施、調査結果に基づく事業に実施方法の検討を行い、島の高齢者の希望するものは、楽しみの場、生きがいの場とのニーズが高いことがわかり、島に住む人たちを中心とした支援のためのシステムづくりを論議し、既存のボランティア、ヘルパー、食生活改善推進員を一つにした「すむづれの会」を組織化し、介護予防事業である生きがいをづくり通所支援事業として、平成13年8月から事業をスタートさせています。</p>
<p>(問5) (問1)で、関連(類似)事業がなかったと答えた市町村にお聞きします。 今般、「介護予防事業」に取り組もうとしたきっかけは何ですか？</p>	

4. 「介護予防事業」の企画立案体制について

質 問 項 目	回 答 欄
<p>(問1) 「介護予防事業」の企画立案体制について下記のような点を含めて記入して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような場を利用し、どのような機関・団体等と協議したのか？ ・学識経験者や現場の担い手などの意見をどのように採り入れたか？ ・高齢者やその家族、地域住民等の参加する機会があったのか？ ・どの部局が中心となって企画し、他の部局との協力体制は、どうであったのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県が推進する離島・過疎地域支援事業の中で、地区老人クラブ、婦人会、青年会、公民館、保健医療福祉関係者、学校等の各代表で構成するワーキンググループ(平均17人参加)に県、県立看護大学、町関係者が加わり、協議を重ねてきた。会場は、保健センター、すむづれの家施設を利用している。 ・会議には、時々学識経験者が参加し、ワーキンググループへアドバイスした。 ・ワーキンググループには、老人クラブ代表をはじめ各種団体の代表が参加協議し、必要に応じて実態調査やニーズ調査を実施している。 ・沖縄県が実施主体で県立看護大学と共同で実施する「離島過疎地域支援事業」のワーキンググループが中心となった。町は、担当する主管課のみである。
<p>(問2) 「介護予防事業」を企画する際、下記のような検討事項があったと思います。 貴市町村での検討事項と検討内容、その結果について記入して下さい。</p> <p>(検討事項例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズをどのように把握するか？ (ニーズ把握の方法) ・事業対象者の選定方法はどうか？ ・事業に従事する人材をどのように確保するか？ ・既存の設備の利用が可能か？ ・新たな設備整備が必要か？ ・どの部局の事業予算をどのように確保するか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループで高齢者の生活実態調査(実態調査やニーズ調査を実施)実施し、解決すべき課題の共有を行い、具体的な解決方法を検討してきた。サービスの必要性の検討(情報収集・分析・必要性の確認)、実施方法の検討(ニーズ調査の必要性・調査計画・調査票と対象リスト作成・調査の実施・結果集計)、ニーズ分析を行ってきた。調査計画は、ワーキンググループ、調査票は県立看護大学、対象者リストは町役場、調査の実施はボランティアグループ、結果集計は県立看護大学と全ての業務を分担し実施している。 ・調査の結果、島の高齢者が希望するサービスは、楽しみの場、生きがいの場としてのデイサービスが最も多く、次いで配食サービス、移送サービスの順であった。ニーズの高いものから実施に向けて検討を重ねたが、実施できる既存の組織がなく、委託の運営主体をめぐって苦悩の日々が続くが、島に存在するボランティア、登録ヘルパー、食生活改善推進員の3グループを一体化した新たな組織「すむづれの会」に委託実施した。 ・現在、共同生活施設「すむづれの家」を利用した、介護予防事業「いきがいデイサービス事業」が平成13年8月から週4回開催、県の補助事業として町が委託実施をしている。

5. 「介護予防事業」の実施について

質 問 項 目	回 答 欄
<p>(問1) 企画した「介護予防事業」の内容について記入して下さい。</p> <p>※事業の実施要綱、事業概要があれば添付して下さい。</p>	<p>記入項目例：事業名、事業目的、対象者、事業内容、開始時期、実施回数（週、月）、実施体制（スタッフ、研修）、事業予算・補助金、事業所管課、他課との連携（協力）体制 等</p> <p>・事業名：いきいきデイサービス事業</p> <p>目的：家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、デイサービスセンター等の施設への通所により各種サービスを提供し、高齢者の自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図ることを目的としている。</p> <p>内容：生活指導、健康状態の確認、健康又は生きがいのための教養講座、スポーツレクリエーション活動、園芸等の活動、手芸・絵画・カラオケ等の趣味活動、日常動作訓練、送迎サービス、給食サービス、入浴サービス等を行う。</p> <p>その他：別紙実施規則を添付</p>
<p>(問2) 住民に対して、どのように事業を周知しましたか？</p> <p>※周知するための広報資料の現物の写しなどがあれば添付して下さい。</p>	<p>・スタート前の1カ月間(4回)は、ボランティアとしてサービス提供を実施し、事業の委託後は「すむづれの会」を中心に、高齢者への呼びかけを行っている。</p>

5. 「介護予防事業」の実施について

質 問 項 目	回 答 欄
<p>問3) 「介護予防事業」の実施状況（実績）について記入して下さい。</p> <p>※貴市町村での実施状況（実績）をまとめた資料があれば添付して下さい。</p>	<p>〔 記入項目例：事業名、事業費 年間実施回数 年間利用者数（実人数、延べ人数） 〕</p> <p>※1年未満の事業の実施回数、利用者数については、実施期間内での実績を記入して下さい。</p> <p>・事業名：いきいきデイサービス事業 事業費：1506,000円（平成13年8月～12月実績） 実施回数：64回（平成13年8月～12月実績） 年間利用者数：実人数88人、延べ502人（平成13年8月～12月実績）</p>
<p>（問4） 現在実施している「介護予防事業」の実施状況を見て、うまくいっていると感じられるのはどのような点ですか？</p>	<p>・島の高齢者の生きがいづくり事業のため、島に住む人たちで組織化した「すむづれの会」が大きな存在である。ワーキンググループをとおしてニーズの調査、分析、実施のための方法と地域住民の意見を反映した結果でもあり、島の人たちの理解、園児や児童との交流、青年会による野菜畑づくり支援など、世代間の交流と地域を巻き込んだ自助、共助、公助の役割を踏まえた活動が地域に受け入れられていると考えている。</p>

5. 「介護予防事業」の実施について

質 問 項 目	回 答 欄
<p>(問5) うまく事業をすすめるために工夫している点などがあれば記入して下さい。</p>	
<p>(問6) 今後、課題と感じている点があれば、それについても記入して下さい。</p>	<p>・島には要介護認定を受けている方も多いが、利用できるサービスがない状況にある。島に住みつづけるためには、配食サービスや移送サービス希望の実現とボランティアの育成をどのようにしていくのが課題である。</p>
<p>(問7) 現時点で課題と感じている点に対し、考えられている対応策等あれば記入して下さい。</p>	

6. 「介護予防事業」の評価について

※行政が主体となって実施する（直轄・委託）保健・福祉事業に対する評価について伺います。

質 問 項 目	回 答 欄
<p>(問1) 「事業ごとの評価」について伺います。</p> <p>①各事業メニューごとに評価を行っていますか？</p>	<p>() 行っている。→②へ</p> <p>(○) 行っていない。</p>
<p>②具体的な評価方法について記入して下さい。 (評価指標、評価時期、評価者等)</p> <p>※「事業ごとの評価」を行っている評価の資料があれば、添付して下さい。</p>	
<p>(問2) 「介護予防事業全体の評価」について伺います。</p> <p>①介護予防事業全体としての費用対効果をどのように評価していますか？ また、今後どのように評価したいと考えますか？</p>	<p>・竹富町の高齢化率は25.6%と高い。在宅サービスが少なく、需要も満たされないため、要介護度1、2での施設利用者も多い状況にある。まだ高齢化が進む中で、介護予備軍をいかに予防していくかが問われている。島々には利用したいサービスが少ないことから、島の中で自分たちの老いを支える仕組みをつくっていかなければならない。島の人たちが高齢者の生活を支援するための介護予防事業を推進し、高齢者が安心して生活できる地域づくりに結びつけたいと考える。そのことが寝たきりや介護が必要にならない重要な事業として位置づけている。</p>
<p>②各種の介護予防事業関連施策における定量的あるいは定性的な評価指標などがあれば記入して下さい。</p>	

竹富町高齢者生きがい活動支援通所事業実施規則をここに公布する。

平成13年7月30日

竹富町長

竹富町規則第11号

竹富町高齢者生きがい活動支援通所事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、老人デイサービスセンター等の施設への通所により各種サービスを提供し、高齢者の自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上等を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 町長は、前条の目的を達成するため、次に掲げる高齢者生きがい活動支援通所事業（以下「いきいきデイサービス」という。）を行う。

- (1) 生活指導
- (2) 健康状態の確認
- (3) 健康又は生きがいのための教養講座
- (4) スポーツ、レクリエーション活動
- (5) 園芸等の創作活動
- (6) 手芸、絵画、カラオケ等の趣味活動
- (7) 日常動作訓練
- (8) 送迎サービス
- (9) 給食サービス
- (10) 入浴サービス
- (11) その他、必要と認める事業

(事業の実施)

第3条 いきいきデイサービスの実施については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号に規定する老人デイサービスセンター等を運営する社会福祉法人並びに町長が適切な運営が確保できると認める団体等（以下「実施法人」という。）に委託して行う。

(対象者)

第4条 いきいきデイサービスを利用することができる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町の住民基本台帳に記載されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき本町に外国人登録をしている者
- (2) 本町に居住しているおおむね65歳以上の者
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項及び第4項に該当しない者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、いきいきデイサービスを利用することができない。

- (1) 疾病又は負傷のため入院加療の必要な者
- (2) 感染症疾患等を有し、事業に支障をきたすおそれのある者
- (3) その他町長が不相当と認める者

(実施施設)

第5条 事業の実施施設は、老人デイサービスセンター又は公民館施設等、いきいきデイサービスを適切に実施できると認められる施設とする。

(休日及び利用時間)

第6条 いきいきデイサービスの休日及び利用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、町長が認めるときは、休日及び利用時間を変更し、又は臨時に休業し、若しくは開業することができる。

(1) 休日

- ア 日曜日及び土曜日
- イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ウ 6月23日(慰霊の日)
- エ 12月29日から翌年の1月3日までの日(イに掲げる日を除く)

(2) 利用時間 午前9時から午後4時まで

(利用の申請等)

第7条 いきいきデイサービスを受けようとする者又はその世帯員(以下これらを「申請者」という。)は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出をしなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 診断書

- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、必要な事項を調査し、登録の可否を決定し、申請者に通知する。
- 3 町長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）及び実施法人の長と協議し、利用回数その他規則で定める条件を付して、登録者及び実施法人の長に通知する。
- 4 登録期間は、1年以内とし、登録者は毎年度更新申請をしなければならない。
（緊急の場合の措置）

第8条 町長は、前条の規定によるいきいきデイサービスの登録を受けていない者が緊急やむを得ない事情により通所の必要があると認めたときは、当該対象者を実施法人に通所させることができる。

- 2 前項の規定による申請の手続等は、前条の規定を準用する。
（届出）

第9条 第7条第2項の規定による登録者又はその世帯員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) いきいきデイサービスを受ける必要がなくなったとき
- (2) 第4条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき
- (3) 第4条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき
（登録の解除等）

第10条 町長は、前条の届出があったとき又は登録者が第4条の要件を欠くと認めるときは、登録を解除し、又は利用を一時停止させることができる。

- 2 町長は、前条又は前項の要件に該当するときには、登録者及び実施法人の長に登録の解除又は利用の一時停止を通知し、現に利用している者（以下「利用者」という。）を実施施設から退所させるものとする。

（利用料）

第11条 利用者は、別表に定める利用料を、実施法人に納入しなければならない。

（利用料の減免）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 災害その他やむを得ない事情があると認めたとき
- (2) 市町村民税非課税世帯のうち特に生計困難であると認めたとき
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき
（費用の負担）

第13条 利用者は、いきいきデイサービスにおいて給食サービス等を利用するときは、食材費実費相当額を負担しなければならない。

2 前項の実費相当額は、町長と実施法人の長が協議して定める金額の範囲内とし、利用者は、その都度実施法人に直接支払わなければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

(竹富町老人デイサービス運営事業実施要綱の廃止)

2 竹富町老人デイサービス運営事業実施要綱（平成7年竹富町告示第15号）は廃止する。

別表（第11条関係）

区 分	単 位	金 額
給食サービス	1食	300円
入浴サービス	1人1回	200円